

国官参建第77号
国不建第106号
国不建振第138号
令和8年10月6日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について

令和8年台風第25号をはじめとした災害に係る災害応急対策や復旧工事が増加している中で、建設資機材の需給の安定が重要となります。

特に、被災地においては、建設資材として使用される生コンクリートについて、原材料となる骨材の調達が困難な状況が生じているところです。

つきましては、貴団体の会員企業が受注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期の設定・見直しを行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しくお願いします。

なお、同様の内容について、別添1～3のとおり、各府省庁、各都道府県、各政令指定都市、主要民間団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

記

- 生コンクリートをはじめとした建設資機材について販売店等から納期遅延の連絡を受けたこと等により、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合においては、注文者（工事発注者又は元請建設業者等）に対して工期の延長を請求するに当たり、当該資機材の需給逼迫状況を示すため、販売店等からの情報のほかメーカー業界団体や各メーカーのHP等を活用すること。
- 注文者である建設業者（元請建設業者等）においては、下請建設業者から、生コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期延長の請求があった場合には、当該建設業者間で協議を行った上で、必要があると認められるときは、工期を延長するとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。
なお、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告）において、資材の需給環境の変化に伴う工期変更や資機材の流通状況を踏まえた工期設定について記載されているところである。受注者の責めに帰すことができない状況が発生しているにもかかわらず注文者が適切な工期延長やそのための協議に応じない場合や、著しく短い工期を設定する場合には、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそ

れがあることに留意すること。

【参考】

民間調査機関において、災害復旧資機材に関する情報提供を行っています。

- ・ 一般財団法人 経済調査会

URL : https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/disaster_recovery/

- ・ 一般財団法人 建設物価調査会

URL : <https://www.kensetu-bukka.or.jp/trendtopics/saigai/saigai-shizai/>

事務連絡
令和8年10月6日

各府省庁公共工事発注担当課長 殿
各府省庁特殊法人等所管担当課長 殿

国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について

令和8年台風第25号をはじめとした災害に係る災害応急対策や復旧工事が増加している中で、建設資機材の需給の安定が重要となります。

特に、被災地においては、建設資材として使用される生コンクリートについて、原材料となる骨材の調達が困難な状況が生じているところです。

つきましては、各府省庁が発注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期の設定・見直しを行っていただきますよう宜しくお願いします。

また、独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、事務連絡の周知をお願いします。

なお、同様の内容について、別添1～3のとおり、各都道府県、各政令指定都市、主要民間団体及び建設業者団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

記

- 受注者から、生コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期延長の請求があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときは、工期を延長するとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

なお、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告）において、資材の需給環境の変化に伴う工期変更や資機材の流通状況を踏まえた工期設定について記載されているところである。受注者の責めに帰すことができない状況が発生しているにもかかわらず注文者が適切な工期延長やそのための協議に応じない場合や、著しく短い工期を設定する場合には、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそれがあることに留意すること。

【参考】

民間調査機関において、災害復旧資機材に関する情報提供を行っています。

- ・一般財団法人 経済調査会

URL : https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/disaster_recovery/

- ・一般財団法人 建設物価調査会

URL : <https://www.kensetu-bukka.or.jp/trendtopics/saigai/saigai-shizai/>

国官参建第79号
国不建第108号
国不建振第139号
令和8年10月6日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、入札契約担当課扱い)
各政令指定都市担当部局長 殿
(入札契約担当課扱い)

国土交通省 大臣官房参事官 (建設人材・資材)
不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について

令和8年台風第25号をはじめとした災害に係る災害応急対策や復旧工事が増加している中で、建設資機材の需給の安定が重要となります。

特に、被災地においては、建設資材として使用される生コンクリートについて、原材料となる骨材の調達が困難な状況が生じているところです。

つきましては、各都道府県及び各指定都市が発注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期の設定・見直しを行っていただきますよう宜しくお願いします。

また、各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知をお願いします。

なお、同様の内容について、別添1～3のとおり、各府省庁、主要民間団体及び建設業者団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

記

- 受注者から、生コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期延長の請求があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときは、工期を延長するとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

なお、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会勧告）において、資材の需給環境の変化に伴う工期変更や資機材の流通状況を踏まえた工期設定について記載されているところである。受注者の責めに帰すことができない状況が発生しているにもかかわらず注文者が適切な工期延長やそのための協議に応じない場合や、著しく短い工期を設定する場合には、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそれがあることに留意すること。

【参考】

民間調査機関において、災害復旧資機材に関する情報提供を行っています。

- ・一般財団法人 経済調査会

URL : https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/disaster_recovery/

- ・一般財団法人 建設物価調査会

URL : <https://www.kensetu-bukka.or.jp/trendtopics/saigai/saigai-shizai/>

国 官 参 建 第 7 8 号
国 不 建 1 0 7 号
国 不 建 振 第 1 3 7 号
令 和 8 年 10 月 6 日

主要民間団体の長 殿

国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について

令和 8 年台風第 25 号をはじめとした災害に係る災害応急対策や復旧工事が増加している中で、建設資機材の需給の安定が重要となります。

特に、被災地においては、建設資材として使用される生コンクリートについて、原材料となる骨材の調達が困難な状況が生じているところです。

つきましては、貴団体の会員企業が発注者である工事について、下記のとおり、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期の設定・見直しを行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しくお願いします。

なお、同様の内容について、別添 1～3 のとおり、各府省庁、各都道府県、各政令指定都市及び建設業者団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

記

- 受注者から、生コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期延長の請求があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときは、工期を延長するとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

なお、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会勧告）において、資材の需給環境の変化に伴う工期変更や資機材の流通状況を踏まえた工期設定について記載されているところである。受注者の責めに帰すことができない状況が発生しているにもかかわらず注文者が適切な工期延長やそのための協議に応じない場合や、著しく短い工期を設定する場合には、建設業法第 19 条の 5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそれがあることに留意すること。

【参考】

民間調査機関において、災害復旧資機材に関する情報提供を行っています。

- ・一般財団法人 経済調査会

URL : https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/disaster_recovery/

- ・一般財団法人 建設物価調査会

URL : <https://www.kensetu-bukka.or.jp/trendtopics/saigai/saigai-shizai/>